

仕様書

1 件名

あきる野市通所型サービスC（短期集中のトレ！！）実施業務委託

2 目的

本事業は、運動機能の低下が見られる要介護状態区分等が要支援1、要支援2又は事業対象者の高齢者を対象に、理学療法士等が参加者の個別性に応じた3か月間のプログラムを提案し、日常生活に支障のある生活行為の改善を図るとともに、利用後も引き続き活動や社会参加を意欲的に取り組めるよう支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

4 対象

市内に住所を有する要介護状態区分等が要支援1、要支援2又は事業対象者であって、基本チェックリストによる判定で運動機能の低下に該当した者（介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所介護相当サービスを受けている者は除く。）

5 実施場所

実施場所はあきる野市内とし、受注者の提案により、発注者と受注者で協議の上、決定する。受注者は利用者の利便性等を考慮し、実施場所を提案すること。なお、市の所管施設で事業を実施する場合の施設利用料は、発注者が負担する。

（実施場所を検討するに当たっての参考資料 別紙1）

6 利用人員

1回当たりの利用人数はおおむね15人

7 実施回数及び開催日時

（1）実施回数

実施回数は、全12回を1クールとし、2クール実施する。また、1回当たり1時間30分行うこととする。

（2）開催日時

ア 事業の開始は、事業利用者の募集期間があるため、10月からの実施を予定している。

詳細な日程は、受注者の提案により、発注者と受注者で協議の上、決定する。受注者は利用者の負担等を考慮し、日程を提案すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止や不測の事態等により、開催日が予定回数よりも減少した場合は、委託料減額の協議に応じること。

8 参加者負担
無料とする。

9 従事者

事業実施に当たり配置すべき人員は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士又は作業療法士 1人
- (2) 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士又は健康運動実践指導者等の介護予防に精通した者 2人以上

※ (2) については、事業の実施に当たり、より効果的だと考えられる職種、人員等があれば提案すること。

10 実施方法

実施方法は、次に掲げる事項を原則とし、受注者において工夫をこらしたプログラムを提案すること。事業の位置づけ及び基本的な事業の流れについては、別紙2のとおり。

- (1) 受注者は、開始前に運営内容の詳細が分かる計画書、事業で使用する資料及び従事者一覧（有資格者は資格証の写し）を提出すること。
- (2) 全12回の運動機能向上プログラム予定表や内容に関するテキスト等の書類は、発注者と協議した上で、受注者が準備すること。
- (3) 受注者は、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成した介護予防ケアマネジメント等を参考とし、事業実施前に地域包括支援センターや介護支援専門員と情報交換を行うものとする。また、必要に応じて、ケアプランの作成又は変更時の会議（サービス担当者会議）へ参加するものとする。
- (4) 事業は、1回1時間30分程度とし、開催30分前から会場設営を行い、受付時に参加者の体調（血圧、体温、脈拍等）を把握し、プログラム実施中は参加者の体調を管理するものとする。
- (5) 受注者は、プログラムの初回に参加者から参加同意書を預かり、発注者に提出すること。
- (6) プログラムの初回において、参加者の身体状況や意向を踏まえて、生活や社会参加の目標、プログラムの内容、家庭での自発的な取り組みの内容等を記載した手帳及び身体機能の評価票等を作成するものとする。（参考資料：別紙3、別紙4）

※ 手帳及び評価票については参考様式であり、事業の実施に当たり、より効果的だと考えられるものがあれば提案すること。

- (7) 事業開催に当たっては、自己紹介などアイスブレイキングを実施し、参加者を和ませ、コミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくるようにすること。
- (8) 事業実施時に参加者から連絡がなく、欠席が続く場合には、発注者が確認を行う。
- (9) 参加者に対し、次のプログラムの内容、注意事項及び持ち物などの連絡を適宜行うこと。また、事業期間中に参加者に連絡事項などがある場合には、電話や郵便などで連絡調整を行うこと。
- (10) プログラムの最終回において事後アセスメントを実施し、参加者の効果判定、目標の達成状況等を踏まえ今後の支援方法について検討を行うものとする。また、プログラム終了後

は速やかにアセスメントの結果を地域包括支援センターや介護支援専門員に報告するものとし、報告書の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施日時及び場所

イ 実施プログラム内容

ウ 参加者の目標達成度（事業参加に際し、参加者が立てた目標の達成度を把握し、評価する。）

エ 参加者の実践度（事業での学びを事業以外のところでも実践できていたか把握し、評価する。）

オ 参加前後の変化（意識の変化、行動の変化に分けて把握し、評価する。）

カ 事業終了後の地域の通いの場等への社会参加の候補

キ その他必要性があると認められるもの

1 1 送迎

参加者が事業を利用するに当たり送迎が必要な場合は、受注者の責任において送迎を行うものとする。なお、この場合において、参加者に対し送迎にかかる負担を求めることはできないものとする。

1 2 報告書

事業終了後に、業務完了報告書及び参加者へのアンケートの集計・報告書を提出すること。

1 3 支払方法

事業終了後、受注者からの請求により口座振替にて支払うものとする。なお、支払は業務終了後一括払いを原則とするが、発注者が認めた場合は、1クール目実施後に1クール目事業相当分を請求することができるものとする。

1 4 安全管理

(1) 安全にプログラムを実施するために、事故発生時の対応も含めた安全管理マニュアルを作成し、発注者に提出すること。

(2) 事業実施中に事故が発生した場合、その他事業運営に支障をきたす事態が発生したときは、応急措置の上、直ちに発注者に報告すること。また、事業従事者の故意又は過失により参加者に事故が生じたときには、受注者がこの損害を賠償する責任を負うこと。

(3) 次の感染症対策を講じること。

ア 三密（密閉、密集、密接）を避ける。

イ 参加者の体調確認を行う（検温等）。

ウ 必要に応じてマスクを着用する。

エ 手洗いを徹底する。

オ 共有部分の消毒や換気等の環境を整える。

1 5 賠償保険

受注者は、事業実施中の参加者の事故に備え、損害保険に加入し対応すること。

1 6 その他

(1) 個人情報の保護

別紙5「個人情報取扱特記事項」によること。

(2) 環境活動への協力

本市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を行っているので、環境に係る市の活動に協力すること。

(3) ディーゼル車規制の遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）ほか、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 事業に必要な仕様書上定められていないプログラム内容や評価票等の資料については、実施方法等の検討を行うため、発注者へ納品するものとする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。